道南の集落営農・法人化を推進するニュースレター



平成28年9月1日発行 通算第11号 〈編集発行〉

渡島農業改良普及センター 檜山農業改良普及センター JA新はこだて農業生産法人

ネットワーク

合同会社 小澤農園 〜親子で営農をおこなう1戸法人〜



^{地域を担う} 農地所有適格法人の横顔

所在地:七飯町代表者:小澤栄達

構成員:2名

雇用: 社員1名、パート3名、臨時雇用10名

事業内容:野菜、飼料作物、水稲

兄弟で後継者として就農していたが、平成21年1月に法人を設立した。法人化にあたっては、 税理士と充分に相談を行い、会社の意志決定や運営を考慮し「合同会社」とした。長ねぎが経営 の主力作物だが、リスク分散をはかるためトマトを導入し経営の安定化を図っている。

(法人経営のメリット)

「経営内のお金の流れがわかる」 → 社員はいつでも経営状態がわかるようにしている。 家族で経営するにあたっての責任感やモチベーションのアップにつながっている。

(法人運営のポイント)

①親子3家族の法人なので、家族経営であるということを忘れない。②役割分担を行い、責任の所在をはっきりさせ責任感を持たせる。③働きやすい職場づくりを心がける。

(これから法人化を目指す農業者へ一言)

法人経営になっても基本の単位は家族経営。経理が変わるだけで基本はいっしょ。代表が経営 方針を考え、しっかりと話し合い、社員・家族の心をつかむことが大事。

農地所有適格法人について

トピックス

改正農地法(平成28年4月1日)で、農地を所有できる法人について、法人が6次産業化等を 図り経営を発展させやすくする観点から要件を見直す(図1)とともに、農地を所有できる法人の 要件であることを明確にするため、変更が行われました。

組織形態要件

【見直しによる主な変更点】

- ・呼称が農業生産法人から農地所有適格法人に変わりました。
- ・役員の農作業従事について、「農業に常時従事する役員又 は重要な使用人のうち1人以上の者が農作業に従事」に 緩和されました。
- ・議決権について、農業者以外の者の議決権を「総議決権の 2分の1未満」に緩和されました。

農地所有 適格法人 の要件 構成員要件

業務執行役員要件

図1 農地所有適格法人の要件

※要件には詳細な条件が定められています。下記のホームページで確認して下さい!
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/keiei/kieietai/hojin/hojin/youken html.htm

集落営農や農地所有適格法人に関するお問い合わせは、最寄りのJAまたは普及センターまで。

編集事務局(檜山農業改良普及センター) 電話番号 0139-53-6141